

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年10月20日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「岩手県内での新型コロナウイルスの新規感染者は本日も確認されておらず、10日間連続のこととなる。とても久しぶりでホッとするというか、このまま感染が終息すればいいといった期待感がある一方、今後は冬にかけて、インフルエンザの流行も少し心配される。昨日、第49回衆議院議員総選挙がいよいよ公示され、県内では8名が立候補し選挙一色になっていくと思う。そうなると、要人の県内入りや集会等の開催が多くなり、今まで以上に人の流れが増加するのだろうと予想される。新型コロナウイルス感染の再拡大もちろん心配であるが、要人警護や集会等の警備、あるいは選挙違反等の取締りに全力を尽くしていかなければならない10日間になると考える。準備万端整えて公示を迎えているとは思いますが、アンテナをより高くして、素早い対応を心がけていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年秋の叙勲・第37回危険業務従事者叙勲の内示について

警察本部から、「令和3年秋の叙勲に1名、第37回危険業務従事者叙勲に16名がそれぞれ内示された。広報については、内閣府賞勲局が報道機関に対して一括発表する。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年7月～9月）について

警察本部から、「岩手県公安委員会運営規則第13条には、委員会はその権限に属する事務の一部を公安委員会の名において本部長に処理させることができると規定されている。また、岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程第1条に、先の運営規則の規定に基づき、岩手県公安委員会の権限に属する事務のうち岩手県警察本部長が専決することができる事項を、同規程第3条では、本部長が当該事務を所掌する各部長、課長及び警察署長への専決の委譲についてそれぞれ定めているほか、同規程第4条において、専決処理状況を四半期毎に公安委員会に報告する旨を定めている。これらの規定を根拠として、各部門が

所掌する専決事務の処理状況について、四半期毎にこの場で報告しているものである。生活安全関係の専決事項の事務処理状況について、特に増減が顕著なものとして、風営適正化法関係の『営業の許可、遊技機の検定等』の件数が、前年同期比で473件増加した。これは、平成30年2月の改正風営適正化法施行規則等の施行後に検定申請された、新基準のぱちんこ遊技機に関し、検定後3年の有効期間経過後も継続使用を希望する業者による認定申請が増えたもの。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、遊技機メーカーの製造の遅延等が回復傾向にあるほか、射幸性の高い改正前の旧基準による遊技機の経過措置期間が残り少なくなり、新基準の遊技機への入替が進み、遊技機の検定申請も増加したことによるものと考えている。次に『風俗営業の変更承認等』の件数が、前年同期比で67件増加した。理由としては平成30年2月の改正施行規則施行前の認定機が今も稼働しているものの、新基準適合遊技機の入替に伴う申請が増加したものと考えている。また、『少年指導委員に対する指示』が前年同期から7件、『少年指導委員による立入り』が前年同期から15件、それぞれ減少している。指示及び立入りの実施は年度内1回以上と各署に指導し実施時期を定めておらず、各地区では、毎年1回開催される指導委員の研修会後に立入りを実施する傾向にあった。本年はコロナ禍による緊急事態宣言を受け、研修会が中止になったことから、期間中の立入り実績はなく、第4四半期において件数の伸びが見込まれる。銃刀法関係では『ライフル銃及び初心者散弾銃・空気銃所持許可等』の件数が、前年同期比で9件増加しており、初心者の散弾銃等所持許可が増加要因であった。また、『現所持者による散弾銃・空気銃の所持許可等』も、前年同期比で19件増加しているが、これは昨年同期の新型コロナウイルス感染拡大による申請数の減少があり、本年は平年並みに戻ったことが理由と考えている。火薬類取締法関係では、『運搬届、狩猟用火薬類の譲受・譲渡許可等』の件数が前年同期から46件増加した。東日本大震災津波や平成28年台風第10号による災害の復興関連工事はピークが過ぎ、業務用火薬の運搬件数は減少が続いていたが、次第に下げ止まり収束化していたところ、火薬運搬許可の返納などが偶発的に増えたために、総数が増加に転じたものと考えている。それ以外の専決事項の数値は、例年と同様に推移している。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「古物商などの許認可関係は、以前に比べて厳しくなっているのか。」

→本部発言

「許認可に絡む様々な事案が全国で起きることもあり、申請等の内容を厳正かつ適切に審査しているが、被許可者等の立場では厳しいという感覚を受けるのかもしれない。」

→本部発言

「古物商は、以前は支店等がある場合は各県毎に公安委員会毎に許可を取る必要があり、全国展開している法人が47都道府県全てに店を出せば、公安委員会許可も47必要であった。近年、古物営業法の改正があり、そういった業態の場合でも、許可は国内の1都道府県公安委員会からのみ受けていれば良いことになった。これは規制緩和の要望があって行われた改正で、改正によってそういった負担軽減にはなったと思う。なお、同じブランドで全国展開していても、県毎に別々の法人で営む場合は、公安委員会毎に1件ずつ許可が必要になる。」

《 委員発言 》

「県内では今、農業関係でクマとかシカによる被害が出ており、県内でも猟銃の許可者を増やしたいと活動している方もいるが、猟銃所持許可者の増加傾向は実際にあるのか。」

→本部発言

「自分自身が農業に従事してなくても、祖父母、あるいは親の農業に対する農作物被害を防止するために、猟銃の所持を希望する例も見られる。その他、継続所持を希望する方、さらに性能の良い銃の追加所持を希望する方などもある。体感としては多くなっていると思う。」

《 委員発言 》

「女性で一生懸命、猟銃の普及というか、猟銃所持者を増やす運動をされている人を、テレビで見ることもある。」

→本部発言

「県内にも地域おこしと連動して東京から移住し、銃猟で捕獲した獲物をジビエとして売り出している方がいる。そういった方も猟銃所持許可を取っている。」

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年7月～9月）について

警察本部から、「責任者講習とは、各事業所が選任する不当要求防止責任者に対して県公安委員会が行う、暴力団等からの不当な要求への対処方法等に関する講習で、四半期毎に実施状況を報告している。今回は令和3年7月から9月までの実施状況を報告する。月別実施状況について、第2四半期は合計6回の講習を開催し、選任時講習を80名、定期講習を71名、合計151名が受講している。選任時講習は、事業所で新たに選任した責任者に対する講習、定期講習は、選任時講習を受講済みの責任者が、概ね3年に1度受講する講習である。なお、8月に北上署会場で2回開催したうちの1回は、花巻署会場で行う予定であったものを会場署の都合で急遽開催変更したものであった。また、9月には、他に盛岡市、久慈市での開催を予定していたが、県の緊急事態宣言を受けた施設側による閉鎖等のため、それぞれ10月以降に延期措置としている。業種別受講者数は、14業種の事業所の責任者が受講しており、選任時講習、定期講習ともに小売業の数が多かった。小売業は、自動車販売業とガソリンスタンドの事業者が占めているが、これは単に、講習計画時の編成によるものである。施行後の年度別受講者総数として、責任者講習を定める暴対法が施行された、平成4年以降の受講者の総数は、選任時講習受講者が1万4,426名、定期講習受講者が9,087名、臨時講習受講者43名の、合計2万3,556名となった。第3四半期は、県内計9地域で合計11回の講習を計画しており、引き続き、暴追センターと連携し、あらゆる機会を通じて、各事業者に対し責任者の設置、責任者変更時の届出の徹底と、講習の積極的な受講を働きかけ、今後とも、業界の方々々が暴力団等による不当要求被害に遭わないよう、暴力団排除に取り組んで参りたい。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年7月～9月）について

警察本部から、「交通部が所管する専決事務処理状況について、各課毎に大きな増減が認められるものについて説明する。まずは、交通企画課関係のうち『安全運転管理者等に関する届出受理』について、新規は前年同期から47.7%、解任は65.7%増加している。本年6月、千葉県八街市で発生した重大死亡事故を受け、関係機関が安全運転管理者の設置がない事業所に係る調査や設置の呼びかけが行われたことに加え、事業所の車両保有台数が安全運転管理者の設置を要する5台を境に増減したことが、新規及び解任の増加理由と考える。交通規制課関係のうち、『駐車禁止除外標章の交付』で用務車の区分で、前年比51.5%減少している。用務車とはパトカーや患者輸送車、郵便配達車両等が該当するが、当該標章の有効期間は3年であり、今回、その申請期間に該当しなかったことが理由と考えている。運転免許課関係のうち、『運転免許の交付』のうち、『二輪・その他』の区分が30.7%減少している。その他に含まれる、大型特殊車両、けん引免許の受験者数が減少している。これは昨年、国土交通省による道路運送車両法の緩和措置により免許試験受験者が大きく増加したものの、その増加が終了し、今年の受験者が減少したことによるものである。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理の説明、決裁